

議案第60号

福岡市立霊園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、霊園の適正かつ効果的な運営を図るため、当該施設の管理を指定管理者に行わせる必要があるによる。

福岡市立霊園条例の一部を改正する条例

福岡市立霊園条例（昭和30年福岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第22条を第29条とし、第21条の次に次の7条を加える。

（指定管理者による管理）

第22条 市長は、霊園の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者が行う霊園の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第19条第1項及び第2項に規定する一時使用の許可並びに同条第3項に規定する使用料の徴収に関する業務
- (2) 霊園の施設の維持及び修繕に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（指定管理者の指定）

第23条 市長は、霊園の管理を指定管理者に行わせようとするときは、規則で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする者を公募するものとする。ただし、霊園の管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合その他特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しな

ければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

(1) 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

(2) 霊園の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

(3) 霊園の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

(指定等の告示)

第24条 市長は、指定管理者の指定をしたときは、速やかに規則で定める事項を告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

(指定の取消し等)

第25条 法第244条の2第11項に規定する指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対し、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

(2) 第23条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。

(3) 次条に規定する管理の基準を遵守しないとき。

(4) 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 前条の規定は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合について準用する。

(管理の基準)

第26条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従つて適正に霊園の管理を行わなければならない。

(指定管理者の原状回復義務等)

第27条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定

により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、管理をしなくなつた霊園の施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

- 2 指定管理者がその責めに帰すべき事由により、霊園の施設を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者に関する読替え)

第28条 第22条第1項の規定により霊園の管理を指定管理者に行わせる場合における第19条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。